

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「学校評価幹」の下に「、地域教育幹」を加える。

別表第四市町村支援部の表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

生涯 学習 推進 課	一 埼玉県生涯 学習審議会条 例（平成四年埼 玉県条例第四 十七号）の施行 に関する事務	埼玉県生涯学習審 議会条例第三条第二 項の規定に基づき、生 涯学習審議会委員の 任命に当たり、知事の 意見を聴くこと。	1 社会教育法第十三条の規 定に基づき、社会教育団体へ の補助金の交付について、社 会教育委員の会議の意見を 求めること。
	二 社会教育法 （昭和二十四 年法律第二百 七号）の施行に 関する事務	社会教育法第四十 一条第一項の規定に基 づき、法人の設置する 公民館に対し、その事 業又は行為の停止を 命ずること。	2 社会教育法第四十八条第 一項の規定に基づき、管理に 属する学校に対し、社会教育 のための講座の実施を求め ること。
三 県立図書館 及び県立げん きプラザに関	1 手続条例第五条 第一項の規定に基 づき、審査基準を定		1 埼玉県立図書館管理規則 （以下この項において「図書 館規則」という。）第二条第

	<p>する事務</p> <p>2 二項及び埼玉県立げんきプラザ管理規則（以下この項において「げんきプラザ規則」という。）第一条の二の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p>	<p>めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>二項及び埼玉県立げんきプラザ管理規則（以下この項において「げんきプラザ規則」という。）第一条の二の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p> <p>2 げんきプラザ規則第十一条第一項の規定に基づき、事業計画を承認すること。</p> <p>3 図書館規則第二十一条及びげんきプラザ規則第十八条の規定に基づき、必要な事項を定めることを承認すること。</p>
<p>文化 資源 課</p>	<p>四 大学、県立学校等開放事業に関する事務</p>	<p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第百五条第三項の規定に基づき、県に帰属した所有者の判明しない埋蔵文化財の発見者及びその発見された土地所有者に支給する報償金の額を決定すること。</p> <p>2 法第百四十三条第三項の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての知事からの意見聴取に対し、意見の申出をすること。</p> <p>3 法第百八十四条第五項の規定に基づき、法第百八十四条第一項の規定により教育</p>

<p>二 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>		<p>委員会が行うこととされた事務により損失を受けた者に対する損失の補償の額を決定すること。</p>
<p>三 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館及び県立文書館に関する事務</p>	<p>1 手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>1 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(以下この項において「歴史と民俗の博物館規則」という。)第二条第二項、埼玉県立近代美術館管理規則(以下この項において「近代美術館規則」という。)第二条第二項、埼玉県立自然と川の博物館管理規則(以下この項において「自然と川の博物館規則」という。)第二条第一項及び埼玉県立文書館管理規則(以下この項において「文書館規則」という。)第二条第二項の規定に基づき、休館日の変更及び臨時の休館日を承認すること。</p>

2 歴史と民俗の博物館規則
第二十二條第一項、史跡の博物館規則第十七條第一項、近代美術館規則第二十四條第一項、自然と川の博物館規則第十七條第一項及び文書館規則第十六條第一項の規定に基づき、事業計画を承認すること。

3 歴史と民俗の博物館規則
第二十三條、史跡の博物館規則第十八條、近代美術館規則第二十五條、自然と川の博物館規則第二十三條及び文書館規則第十七條の規定に基づき、必要な事項を定めることを承認すること。

4 文書館規則第六條の規定に基づき、文書を指定すること。

5 埼玉県立歴史と民俗の博物館條例(平成十七年埼玉県條例第二百一十一号)第二條第二項、埼玉県立史跡の博物館條例(平成十七年埼玉県條例第二百二十二号)第三條第二項、埼玉県立近代美術館條例(昭和五十七年埼玉県條例第五十五号)第二條第二項及び埼玉県立自然と川の博物館條例第十四條第二項の規定に基づき、特別の資料を展示した場合の観覧料の額を定めること。

別表第四市町村支援部の表生涯学習文化財課の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。